

## 新潟県条例第5号

新潟県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例

新潟県行政書士試験手数料条例（平成12年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の額) <b>第2条</b> 手数料の額は、 <u>1万400円</u> とする。	(手数料の額) <b>第2条</b> 手数料の額は、 <u>7,000円</u> とする。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。